

[別紙]
様式 1

事業報告書

(自 令和 6 年 5 月 1 日 至 令和 7 年 4 月 30 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 一省会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の ☐ を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 長崎県大村市寿古町 7 6 7 番地
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 平成 5 年 8 月 23 日

- (4) 設立登記年月日 平成 5 年 9 月 1 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診 療 所	長崎医院	長崎県大村市寿古町 7 6 7 番地	病床なし ※令和5年6月末をもって病床廃止
診 療 所 (診療所 介護老人保健施設)	ながさき おおば内科・ 消化器内科クリニック	長崎県大村市皆同町 (4210522274) 1 6 2 番地 2	病床なし

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務) 該当なし

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務） 該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6 年 6 月 27 日 令和 5 年度決算の決定

令和 6 年 6 月 27 日 令和 6 年度の借入金額の最高限度額の決定

令和 6 年 6 月 27 日 理事報酬額改定の決定

令和 6 年 6 月 27 日 理事、監事の選任、辞任の承認

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所の
みを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

様式 3 - 4 (診療所のみを開設する医療法人・経過措置型医療法人)

法人名 医療法人 一省会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市寿古町 7 6 7 番地

貸 借 対 照 表

(令 和 7 年 4 月 30 日 現 在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	139,031	I 流動負債	21,307
II 固定資産	98,086	II 固定負債	94,228
1 有形固定資産	83,657	負 債 合 計	115,535
2 無形固定資産	72	純 資 産 の 部	
3 その他の資産	14,357	科 目	金 額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	111,582
		IV 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	121,582
資 産 合 計	237,117	負債及・純資産合計	237,117

様式 4－2 (診療所のみを開設する医療法人)

法人名 医療法人 一省会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市寿古町 7 6 7 番地

損 益 計 算 書

自 令和 6 年 5 月 1 日 至 令和 7 年 4 月 30 日

(単位：千円)

科 目	
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	195,954
2 事業費用	178,829
本来業務事業利益	17,125
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業利益	17,125
II 事業外収益	366
III 事業外費用	1,010
経常利益	16,481
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	16,481
法人税等	3,957
当期純利益	12,524

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式2

法人名 医療法人 一省会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市寿古町767番地

財 産 目 録

(令和7年4月30日現在)

1. 資 産 額	237,117 千円
2. 負 債 額	115,535 千円
3. 純 資 産 額	121,582 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A. 流 動 資 産	139,031
B. 固 定 資 産	98,086
C. 資 産 合 計 (A+B)	237,117
D. 負 債 合 計	115,535
E. 純 資 産 (C-D)	121,582

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 一省会

理事長 長 崎 省 吾 殿

私は、医療法人 一省会の令和6会計年度（令和6年5月1日から令和7年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 6 月 27 日

医療法人 一省会

監事 中 溝 留 美